

令和2年9月 定例会

第1号 (令和2年9月24日)

<input type="checkbox"/> 出席議員及び欠席議員の氏名	P1
<input type="checkbox"/> 会議録署名議員の氏名	P1
<input type="checkbox"/> 職務のため議場に出席した者の職氏名	P1
<input type="checkbox"/> 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	P1
<input type="checkbox"/> 議事日程	P2
<input type="checkbox"/> 開 会	P3
<input type="checkbox"/> 会期の決定	P3
<input type="checkbox"/> 諸般の報告	P4
<input type="checkbox"/> 議案の上程	P4
<input type="checkbox"/> 施政方針並びに提案理由の説明	P5
<input type="checkbox"/> 一般質問	P12
<input type="checkbox"/> 散 会	P40

令和2年		池田町9月定例会会議録			第 1 日	
招集年月日		令和2年9月15日			池田町告示第30号	
招集の場所		池田町議会議場				
開会日時		令和2年9月24日			午後1時30分	
散会 閉会		令和2年9月24日			午後3時39分	
出席 8名 欠席 名 遅刻 名 早退 名	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	丸石 純一	出	5	佐野 和彦	出
	2	松井 靖明	出	6	和田 義則	出
	3	宇野 一正	出	7	飯田 拓見	出
	4	宇野 邦弘	出	8	岩崎 昭一	出
会議録署名議員		7番	飯田 拓見		8番	岩崎 昭一
職務のため 議場に出席 した者の 職・氏名	議会事務局長	中村 博司		議会書記	吉田 昌美	
	町 長	杉本 博文		住民税務課長	佐野 成美	
	副町長	溝口 淳		町土整備課長	山崎 政弥	
	教育長	内藤 徳博		保健福祉課長	有馬 幸代	
	企画幹兼農村 政策課長	高橋 宏輝		木望の森づくり課長	長谷川 正喜	
	総務財政課	森川 弘一		教育委員会事務 局長	飯田 康志	
議事日程		別紙のとおり				
会議の経過		別紙のとおり				

令和2年9月定例会日程表（第1号）

令和2年9月24日（木）

午後1時30分 開会

開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第53号 専決処分の承認を求めることについて
(専決第9号 令和2年度池田町一般会計補正予算(第5号))
- 日程第5 議案第54号 令和2年度池田町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第6 議案第55号 令和2年度池田町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第7 議案第56号 令和2年度池田町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第57号 池田町議会議員及び池田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第58号 池田町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第10 議案第59号 池田町営集合住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第60号 池田町若者定住促進集合住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第61号 池田町地方創生子育て支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第62号 池田町サービス付高齢者向け住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第63号 池田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第64号 町道路線の認定について
- 日程第16 議案第65号 町道東俣線の路線変更について
- 日程第17 議案第66号 令和元年度池田町各会計歳入歳出決算の認定について

施政方針並びに提案理由の説明

- 日程第18 一般質問

閉議

令和2年9月定例会会議録（初日）

令和2年9月24日

開始時間 午後1時30分

○和田議長

本日、令和2年、池田町議会、9月定例会が召集されましたところ議員各位にはご多忙にもかかわらずご参集いただき厚く御礼申し上げます。

ただ今の、出席議員は8名全員であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から令和2年池田町議会9月定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第1

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則 第112条の規定により、7番 飯田 拓見 君 8番 岩崎 昭一 君の両名を指名致します。

日程第2

会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

本定例会の会期は、本日から30日までの、7日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます、よって本定例会は本日から30日までの7日間に決定いたしました。

お諮りいたします。

会期中の会議予定につきましては、お手元に配布してあります、定例会会議予定表のとおりであります。

なお、委員会審議のため、25日から29日は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、本日24日と30日は本会議、25日から29日は委員会審議のため休会することに決定いたしました。

日程第3

諸般の報告を致します。

報告第8号

令和元年度 一般財団法人「池田屋」の事業報告および収支決算の報告について

報告第9号

令和元年度 一般財団法人「池田町農業公社」の事業報告および収支決算の報告について

報告第10号

令和元年度 株式会社「まちアップいけだ」の事業報告および収支決算の報告について

報告第11号

令和元年度 健全化比率および資金不足比率の報告について

以上4件の報告が参っております。

本日の議事日程はお手元に配布してあります、日程表のとおりであります。

併せて、本日の議会は、新型コロナウイルス感染症の対策として議場内は全員マスク着用を基本とし行います、また、議場、傍聴席出入り口も開放し行います、各位のご協力をお願いします。

本定例会に、すでに配布のとおり、議案第53号ほか13件が提出されております。

なお、地方自治法第121条の規定により、説明のため町長ほか関係者の出席を求めています、以上で諸般の報告を終わります。

日程第4

議案第53号

専決処分の承認を求めることについて（専決第9号 令和2年度池田町一般会計補正予算（第5号））

日程第5

議案第54号 令和2年度 池田町一般会計補正予算（第6号）

日程第6

議案第55号 令和2年度 池田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第7

議案第56号 令和2年度 池田町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第8

議案第57号 池田町議会議員及び池田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

日程第 9

議案第 58 号 池田町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部改正について

日程第 10

議案第 59 号 池田町営集合住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 11

議案第 60 号 池田町若者定住促進集合住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 12

議案第 61 号 池田町地方創生子育て支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 13

議案第 62 号 池田町サービス付高齢者向け住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 14

議案第 63 号 池田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正について

日程第 15

議案第 64 号 町道路線の認定について

日程第 16

議案第 65 号 町道東俣線の路線変更について

日程第 17

議案第 66 号 令和元年度池田町各会計歳入歳出決算の認定について

以上、14 議案を一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

町長より施政方針並びに、提案理由の説明を求めます。

○杉本町長

(議長 町長 杉本)

○和田議長

町長 杉本君

○杉本町長

本日、池田町議会 9 月定例会が開催され、一般会計補正予算をはじめ、1

4 議案のご審議をいただくにあたり、その概要についてご説明申し上げるとともに、町政の諸事についてご報告申し上げます。

はじめに、猛暑とコロナ感染症防止との闘いが続いたこの夏も終わり、ようやく秋の気配とともに、町内は稲刈りが終盤を迎えております。

また、コロナ感染症は鈍化したとは言っても終息への道は険しく、国民の大きな不安と苦悩と窮状が続いております。

本日開会されました定例会、議員各位にはご多用の中全員のご出席を頂まことにありがとうございます。

それではここで、町政の諸事についてご報告いたします。

まず、コロナ感染防止策の検討から今後における町主催、諸行事の対応についてご報告いたします。

10月9日に予定しておりました、敬老会につきましては、町老人クラブ連合会、役員の方々などともご相談した結果、本年度の開催は中止することとなりましたが、これまで会を盛り上げて頂いている、こども園の園児や、小中学生などの発表を録画するとともに、過去の敬老会の模様と併せた番組を、いけだチャンネルにて放送してまいりたいと考えております。

また、町といたしましても対象者全員の方に、町内で使用出来る「ごちそう券」を各種委員会、委員のご尽力を頂き、訪問配布いたしたところでございます。

この場をお借りして、関係者皆様に厚くお礼を申し上げます次第でございます。

そして、敬老会対象者みなさまにおかれましては、誠に残念で寂しい思いをおかけいたしますが、お許し賜りますようお願い申し上げますとともに、ここに敬意を表し、心よりご長寿をお祝い申し上げます次第でございます。

また、秋の深まりとともに、寒さも増して参ります、皆様にはご自愛の下、一層の健康ご長寿をお祈りいたす次第でございます。

次に、町民文化祭につきましては、観客を入れた芸能の発表は中止することとなりましたが、発表を希望する団体については、舞台を利用した録画撮りを行い、いけだチャンネルにて放送することといたしました。

また、各種作品の展示発表につきましても、希望する団体においては会場展示を行い、密にならない配慮を頂きながら、鑑賞頂くことといたしました。

関係者皆様には、ご面倒、不都合をおかけいたしますがご協力をお願いする次第でございます。

次に、11月7日、8日に開催予定の食の文化祭につきましては、国県からのコロナ感染緊急事態宣言等が発表されない限り、予定通り開催する方向で取り進めております。

次に、池田町自警消防隊連合会合同訓練また池田町防災訓練につきましては

中止することといたしました。

また、積雪不足、暖冬により2シーズンに渡り、営業が出来ない状況にありました新保ファミリースキー場につきましては、コロナ感染拡大防止の観点から、今シーズンにおきましても営業を中止することといたしました。

次に、来年に予定しておりました、能楽鑑賞会は中止することといたしました。新作能面公募展につきましては予定どおり実施することといたしました。

次に、コロナ感染拡大防止の観点から、開催を見合わせておりました新庁舎・新図書館建設町民会議につきましては、7月17日再開され、建設場所等を中心とした協議の結果、文化交流会館を取り壊し、その跡地を活用した両施設の建設が適当との意見を頂きました。

委員会においては、本案の他、文化交流会館駐車場を活用した建設案、現庁舎跡地への建設案の3案をもって、多角的な協議を頂いたところであります。

意見では、町民等への行政サービスの利便性の向上、窓口ワンストップ化、文化交流会館の利活用状況とともに、施設整備や装置等の維持、更新経費の見通し、建設事業に伴う、補助金等の有無や条件について協議され、本案が有益で適当との意見がまとまったとの報告を頂きました。

また、加えて今後においては、町民の文化芸術に親しむ暮らしへの支援策や、町の身の丈に合った、文化芸術活動、発表の場の整備、現役場庁舎、跡地の利活用策の検討など、今後、十分な対応を図るようとの意見を頂いております。

町といたしましてはこの意見を基本案とするとともに、目下検討中である、希望の森プロジェクト、バイオマスエネルギー導入モデル計画との整合性を図り本事業を前進してまいりたいと考えております。

次に、これもコロナ感染拡大防止として中断されておりました地方創生戦略町民会議につきましては、6月24日、協議が再開され、今日までに6回、会議が開かれております。

グループ討議や全体討議が繰り返されながら、熱心な議論が行われていると伺っております。

先般の、座長の北川教授から、町民会議での議論は盛り上がり、熱を帯びてきているので12月を目途とした答申については、委員の議論への消化不良や不満を呼ぶとともに充実した答申とはならないので、答申の期限を延期してほしいとの意見を頂きました。

私くしといたしましては、論議が中途半端や消化不良となることは本意ではなく、答申期限を12月から来年2月まで延期したく考えております。

次に、池田中学校生徒自死事件損害賠償請求訴訟につきましては、9月16日 第1回公判が開かれ、原告、被告の双方において、訴状に基づき口頭弁論

が行われました。

町といたしましては引き続き真摯に対応して参りたいと考えております。

次に、足羽川ダム建設事業においては、このほどダム本体工事の入札が済、11月には起工式が執り行われるとのことであります。

また、冠山第2トンネル工事におきましても、11月中には、4,840mが貫通し、その貫通式が計画されているとのことであります。

いよいよ、冠山道路の建設工事は令和5年春の開通に向け、終盤を迎えることとなります。

次に、この9月議会にご提案いたしました、第2次となります、コロナ感染拡大に伴う主な生活支援事業、および地域経済支援事業について申し上げます。

先ず、この秋以降の社会の大きな懸念事項となっているコロナとインフルエンザの同時流行に対処するため、本年度に限り、全町民のインフルエンザ予防接種を無料化することといたしました。

次に、リモートワークや遠隔事業などへの対応を含めた、光ファイバー化による、高速、大容量の光インターネット環境の整備、また4K、8K放送への環境整備につきましては、国の支援策と、福井ケーブルテレビ会社の協力の下で、整備を図ることといたしました。

また、これらの光インターネット環境の充実と併せ、小中学校児童生徒への一人一台のタブレット端末の整備につきましても実施することとし、さらにICT情報教育促進へ向けての、校内環境整備についても実施することといたしました。

次に、地域経済支援策といたしましては、今回、長引くコロナ禍の中で回復が遅れている、飲食業、宿泊業を中心に支援策を講じて参りたいと考えております。

1点目は、「宿・食業者 コロナストップ支援議業」として町内で飲食業、宿泊業を営まれる施設において実施される、感染防止対策としての物品購入補助、いわゆる飛沫防止パネルや消毒用アルコール、体温計や換気設備、空気清浄機等の購入に付き、本年4月にさかのぼり、施設規模に応じ3万円から50万円を上限に補助しようというものであります。

また、これとは別に、町内の公共交通機関への感染防止対策支援として、介護タクシー、通学バス、および なかま号、町民バスマイバスへの抗菌滅菌処理費等についても支援して参りたいと考えております。

2点目には、「税カムバック to ごちそう事業」として、今年12月末までに、町民が町内で買い物された際、支払われた消費税を、最大で5,000円分、町内で使用出来る食事券で還元しようとするものであります。各戸にスタンプカードを配布し、それをもって還元して参りたいと考えております。

3点目は「ウェルカム to いけだキャンペーン」と題して、目下県下の8町が取り組んでおります、マイクロツーリズムキャンペーンに呼応し、町内連携事業の推進と共に、県民のさらなる来町を促すため、各種メディアを活用した情報発信を行いたいと考えております。

以上、町政諸事の報告といたします。

それでは、本日ご提案致しました、各議案の概要について、ご説明申し上げます。

まず、報告第8号から第10号までの、3件につきましては、池田町が出資している、一般財団法人「池田屋」、一般財団法人「池田町農業公社」、株式会社「まちUP いけだ」の、令和元年度の事業及び収支の状況について、地方自治法の規定により、議会に報告するものでございます。

次に、報告第11号、令和元年度「健全化判断比率、及び資金不足比率の報告」につきましては、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、監査委員の審査意見を付けて、議会に報告するものでございます。

健全化判断比率のうち、実質公債費比率につきましては国の定める基準、25%に対して3カ年の平均値は5.3%となっているほか、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率については、マイナス表示、つまり黒字となっており、良好な状態となっております。

また、簡易水道特別会計他、2つの特別会計においても、資金不足は生じていない状況であり、監査委員からも、「特に指摘すべき事項はない」とのご意見を頂いております。

続きまして、議案第53号「専決処分の承認を求めることについて」、専決第9号、令和2年度、池田町一般会計補正予算 第5号につきましては、128万5千円を追加し、予算の総額を37億2,791万5千円といたしたものでございます。

その内容は、10款、教育費、8項、認定こども園費、4目、こども園費において、食器消毒保管機が故障したため、緊急に更新したものであります。

次に、議案第54号、令和2年度、池田町一般会計補正予算、第6号につきましては、1億9,821万6千円を追加し、予算の総額を39億2,613万1千円といたすものでございます。

その主な内容は、2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費におきまして、県内8町の共同事業として取り組んでいる「まちむら交流・マイクロツーリズムキャンペーン」の経費として、460万円を計上いたしました。

次に、4目、財産管理費におきましては、町内全域で光通信によるインターネットサービスを可能とするため、ケーブルテレビの光ファイバー化に、1億1,918万7千円を計上いたしました。

次に、9目、防災諸費におきましては、災害避難所における感染防止対策、観光関係事業者が実施する感染防止対策を支援する「宿・食事業者コロナストップ支援事業」等の経費として、1,692万9千円を、14目、地域交通対策費におきましては、交通機関の感染防止対策経費として、71万7千円を計上いたしました。

次に、7項、企画費、4目、いけだ応援券発行事業費におきましては、町内での消費行動の促進と、町内飲食店を支援する「税カムバック to ごちそう事業」の経費として、973万4千円を計上いたしました。

次に、6目、地方創生推進費におきましては、地方創生戦略町民会議が、当初の回数を超えて活発な議論が行われていることから、委員謝礼74万円を追加いたしました。

次に、3款、民生費、1項、社会福祉費、2目、身体障害者福祉費におきましては、精算の結果、前年度補助金に返還の必要が生じたため、699万4千円を計上いたしました。

次に、4款、衛生費、1項、保健衛生費、2目、予防費におきましては、インフルエンザと、新型コロナウイルス感染症との同時流行を防ぐため、インフルエンザ予防接種の受けやすい環境整備として、全町民分の予防接種経費、620万1千円を計上いたしました。

次に、7款、商工観光費、2項、観光費、4目、新産業開発費におきましては、「ツリーピクニックアドベンチャーいけだ」の拡張計画に係る設計費として、824万6千円を、5目、観光情報発信費におきましては、県民の池田町への誘客促進事業「ウェルカム to いけだキャンペーン」に係るPR経費として、250万円を計上いたしました。

次に、10款、教育費におきましては、児童生徒の情報活用能力の育成を図るため、1人1台のタブレット端末を整備する経費として、2項、小学校費、1目、学校管理費で、1,052万1千円を、3項、中学校費、1目、学校管理費で、679万1千円を計上いたしました。

5項、社会教育費、2目、公民館費におきましては、要望のあった集落センターの改修補助として66万8千円を計上いたしました。

これらの主な財源としまして、11款 国庫支出金1,559万4千円
12款 県支出金2億27万1千円、16款 繰越金5,900万5千円
他をもって、調整いたしましたものでございます。

次に、議案第55号、令和2年度池田町国民健康保険特別会計補正予算 第2号につきましては、23万6千円を追加し、予算の総額を3億2,960万2千円といたすものであります。

その内容は、「障害者優先調達推進法」に基づき、障害者の就労支援の観点か

ら、ほっとプラザの清掃業務を障害者施設に業務委託するものであります。

次に、議案第56号、令和2年度池田町介護保険特別会計補正予算 第2号につきましても、851万5千円を追加し、予算の総額を4億2,919万7千円といたすものであります。

その内容は、2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費、4目、居宅介護住宅改修費におきまして、住宅改修の利用者が増えたため、90万円を計上いたしました。

次に、9款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、2目、償還金におきましては、精算の結果、前年度補助金に返還の必要が生じたため761万5千円を計上いたしました。

次に、議案第57号、「池田町議会議員及び池田町長の選挙における、選挙運動の公費負担に関する条例の制定」につきましても、公職選挙法の一部改正に伴い、町議会議員選挙、及び町長選挙における選挙公営の拡大が図られたことから、一定の範囲で立候補者の選挙運動費用の一部を、公費負担として取り扱う規定を整備するため、条例の制定を行うものであります。

次に議案第58号、「池田町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部改正について」、議案第59号、「池田町営集合住宅の設置、及び管理に関する条例の一部改正について」、議案第60号、「池田町若者定住促進集合住宅の設置、及び管理に関する条例の一部改正について」、議案第61号、「池田町地方創生子育て支援住宅の設置、及び管理に関する条例の一部改正について」、議案第62号、「池田町サービス付高齢者向け住宅の設置、及び管理に関する条例の一部改正について」、以上5議案につきましても、民法の一部改正に伴い、町が設置、管理する住宅の賃貸借契約において、連帯保証人が保証する極度額を定めなければ効力が生じないとされたことから、各住宅において、それぞれ極度額を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第63号「池田町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正」につきましても、福井県の「子だくさん ふくいプロジェクト」の実施による、保育料無償化の拡充に伴い、当町においても規定を改める必要があることから、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第64号、「町道路線の認定」につきましても、国道476号、東俣バイパスの完成に伴い、旧道の引き受けのため道路法第8条の規定により、提案するものでございます。

議案第65号、「町道東俣線の路線変更」につきましても、国道476号、東俣バイパスの完成に伴い、路線の見直しによる起点変更のため、道路法第10条の規定により、提案するものでございます。

次に、議案第66号、「令和元年度、池田町各会計歳入歳出決算の認定」につ

きましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、昨年度の決算の状況を議会に提出し認定を受けるものであります。

その概要につきまして、ご説明申し上げます。まず、一般会計におきましては、歳入は34億9,157万円余、歳出は31億1,311万円余となりました。

収支結果につきましては、翌年度への繰越金も加味した収支である実質収支が3億4,559万円余の黒字となっております。

続きまして、特別会計の決算につきましては、国民健康保険特別会計など7会計における、歳入合計は14億9,371万円余、歳出合計は14億3,966万円余であり、差引5,405万円余の黒字となりました。

また、基金については、財政調整基金が13億3,371万円余となっており、基金総額としては、35億8,597万円余となっております。

なお、これらの決算の内容等につきましては、去る8月17日から3日間にわたり、監査委員の監査を受け、適正である旨の審査意見を頂いたところでございますので、併せてご報告いたします。

以上、本日ご提案いたしました議案の概略についてご説明申し上げます。

何卒、十分ご審議の上、ご決議賜りますよう、お願い申し上げます。

○和田議長

ここで、暫時休憩といたします。

○和田議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○和田議長

日程第18

一般質問を行います。

これより、通告順により、発言を許します。

最初の質問者 宇野一正君

○宇野一正議員

議長 宇野一正

○和田議長

宇野一正 君

○宇野一正議員

日本では新型コロナウイルスが広がり始めて半年以上が過ぎ、池田町商工業

者の中には飲食業やサービス業、観光業など多くの事業者では対前年比で多く落ち込みがありました。

前半には、受注残があった製造業でも、後半には60%、90%の減少となり全く先が見通せない現状です。

今、池田町商工業に対して応援金事業も5ヶ月が経ち、申請による多くの事業者を支払われました。

しかし30%減少も90%減少も一律金額という事ですが、減少率でより基準配分をしたらどうでしょうか。

商工業の皆さんにはそれぞれ大変な自主努力をされております、他町村と比べ池田町独自の考えで、地域を支えている商工業者を応援して頂きたいと思えます。

次に、池田終い（しまい）について。

最近よく聞かれることがあります。「山や田畑、宅地は売れるのだろうか、どなたか買っていただける方はいないだろうか」これは町外に住んでおられる元池田町民からの声です。

町外に出た親から、2代目3代目になるにつれて池田についての思い出や、つながりが薄れてきて段々池田に足を運ぶことも少なくなり、持っている土地の管理に困ってくるようになります。

帰るつもりもない土地の税金も払い続けなければならない、中には相続人もいない方もおられます。

関心の無い土地は、草が生い茂り、住宅地の近いところでは、他人が除草しなければならなくなっています。

中には、管理が出来ないから、山、田、畑、宅地を無償譲渡した方もおられます、このような方々から、寄付をしていただき有効活用していかねばならないと考えます、そのためには町が積極的に関わって行かねばならないのではないのでしょうか。

また、新型コロナウイルスの影響で地方に移住する人が増えていると言われて、池田町にも問い合わせが月20件近くあるそうだとお聞きしました。

しかし、一般的に池田町の持ち家は坪数が大きく住宅を求める方々とのギャップがあり、なかなかまとまらないようです。

宅地についても、池田の各集落のどこへいっても空き地だらけでも、求めている場所とは合っていない。

数年後、国道417号が開通すると中京方面から人の流れが増え、池田町に住みたいという人が益々増えると思われ、そして町内の借地で住んでおられる方、道路が狭くて不便なところに家がある方、そんな町民が新築したくても宅地が見つからない、それらの解決策として中地区に分譲地を造成し、新築

したい方には50坪ほどの土地を無料でお譲りしてはいかがでしょうか。

池田町の自然を満喫できる所には週末だけ池田で過ごしたい人、老後に夫婦で野菜づくりをして生活したい人、また、自然豊かな環境で子どもを育てたい方には、公共機関が近くにある所、インフラ整備が整っている所、こういった宅地分譲地を作って、町外町内の住宅を求めている方々の受け皿を作る必要があると考えます、終わります。

○企画幹

(議長 企画幹 高橋)

○和田議長

企画幹 高橋君

○企画幹

ただ今宇野一正議員より、池田町商工事業応援金について、一律の金額ではなく、減少率により配分額を変えたらという質問を頂きました。

池田町商工事業応援金につきましては、直近2か月間の売上げが、前年、前々年の平均と比較して30%以上減少した場合に、減少額の半分を支援することとしております。

そのため、一律の金額による支援ということはありません。

本応援金では、各事業者の売上げ減少に応じて、きめ細かな支援をしたいと考えており、申請も2か月ごとに受け付けております、また業種などによって影響が異なることを考慮しまして、来年の3月末まで支援できるよう予算を措置したところでございます。

しかし、財源が限られていることから、国や県の支援制度も考慮し、上限額を法人20万円、個人10万円とさせて頂いているところです。

なお、新型コロナウイルス感染症への経済支援策としましては、国の持続化給付金、家賃支援給付金、雇用調整助成金の特例などに加えて、固定資産税の軽減措置・特例措置等もございます。

各事業者の状況に応じた活用をご検討いただければと存じます。

以上、宇野一正議員の質問にお答えさせていただきます。

○総務財政課長

(議長 総務財政課長 森川)

○和田議長

総務財政課長 森川君

○総務財政課長

私より、宇野議員の宅地分譲についてのご質問にお答えいたします。

移住や定住、住宅整備の在り方等については、現在、地方創生戦略町民会議において議論していただいております。

その中で、移住に関しましては、「集落ごとに移住に対する考え方に温度差があるのではないのか。」「これからは、移住者受入れを希望する集落に、町営住宅を整備していくのがよいのではないのか。」また、「移住者を受け入れる集落は、集落の決まり事をまとめ、説明するなどの受入活動が必要ではないのか。」などの議論が行われております。

町としましても、これまでのように、大きな区画を団地化し、一か所に移住してもらうのではなく、様々な地域に移住定住拠点を点在整備していくことが、地域の活力、コミュニティ醸成にも有効ではないかと考えております。

これからは、地域や集落での暮らしを守るため、また、地域の諸問題の解決のため、住民自らが自主的に行動する中で、移住者の受入活動に取り組む地域に、受け皿の整備を図っていきたいと考えております。

また、その受け皿についても、空き家の活用、町営住宅の建設、宅地の造成など、どのような方法が良いのかも十分議論していただきたいと考えております。

今後は、住民の主体的な取り組みとして、移住定住活動を発展させていく地域を、応援をしていきたいと考えております。

以上、宇野議員のご質問のお答えといたします。

○木望の森づくり課長

(議長 希望の森作り課長 長谷川

○和田議長

希望の森作り課長 長谷川君

○木望の森づくり課長

私からは宇野議員の、山や宅地の寄付と、有効活用についてお答えします。

池田町では、池田町に存する土地等の寄付の意向のあったものについて、必要な手続きを定めているところであり、将来、池田町に負担を生じる恐れのあるものを除いて、寄付の申し出がある場合は、受入れをしていきたいと考えております。

なお、寄付を受けた山林については、木望の森 100 年プロジェクトにより、森林の多面的機能が発揮される様な管理をするなど、実験林として活用してまいりたいと考えております。

以上で宇野一正議員のご質問の答えとします。

○和田議長

ただ今の理事者の答弁に対して、宇野一正君よろしいでしょうか。

○宇野一正議員

議長 宇野一正

○和田議長

宇野一正君

○宇野一正議員

10万円の件は勘違いしていました。

池田町の集合住宅に住んでいる方もこれから新しくマイホームを建てられると思いますよね、ずっと、これからも集合住宅にいるわけでない、そういった方でもなるべく早く、池田に定住していただくためには、宅地というものは必要だと思いますので、そこも考えていただきたいと思います。

終わります。

○和田議長

これにて、宇野一正君の一般質問を終わります。

○和田議長

次の質問に移ります、次の質問者は、宇野邦弘君

○宇野邦弘議員

(議長 宇野邦弘)

○和田議長

宇野邦弘君

○宇野邦弘議員

日本共産党の宇野邦弘でございます、大きく3点に渡って質問いたします。

先ほどの町長施政方針でも示されました、先日報道された池田中学生の自死をめぐっての損害賠償訴訟についてです。

先日の報道では、町の口頭弁論答弁では、担任らの指導は不適切な部分があったとしても、教育目的を逸脱したものではなく、体罰を加えるなど明らかな違法なものではない、こう主張したと報道されました。

遺族の方と全面的に争うという姿勢を示したということです。

正直言って私、この報道を聞いて本当に驚きました、怒りもわいてきました、あの公文書偽造で自ら命を絶った、赤木さんの妻の必死の再調査を求めた声に対して、阿部前総理やそれを引き継いだ当時の菅官房長官、現総理の再調査をしない、こういう冷たい対応となんら変わらないのではないかと、思いました。

町長は先ほどの、施政方針でも真摯に対応する、答えました。

新聞報道によると、町民の説明責任を果たすため裁判所の判断を仰ぐべく、真摯に対応するとコメントを出しています。

お聞きします、町民に対する説明責任とはどういう事ですか、どんなふうに真摯な対応を進めようと思っているのですか。

遺族の方は勿論、最初から裁判を考えていた訳ではありません、昨年末、町に対して、町の対応に納得できないということから調停を申し入れ、結局それが受け入れられずに止まれず裁判という事態になっていったかと思えます。

町長にお聞きいたします、一昨年9月、池田中学校学校事故調査委員会の報告書が出されました。

これをどう受け止めていますか改めて聞きたい、この調査報告書は福井大学の松木教授を委員長に、多数の聞き取り調査、延べ16回に渡る回帰検討の結果まとめられたものです。

これを調査報告について、全国の指導死親の会という組織を、自らの息子さんを自殺で無くした大貫隆志さん、代表世話人をやっていますけれど、子どもさんが菓子を食べた、学校で、そのことで長時間の生徒指導を受けて、翌日亡くなった、これを契機に指導死という概念をつくり出し、指導死をなくす取り組みを進められておられる方ですけど、この方はこの池田中学校の調査報告書、こうした報告書は初めて生徒指導が自殺の原因と、「きっぱりと指摘した点で画期的だと」私たちの新聞赤旗の取材に答えております。

この池田中学校の調査報告書によりますと、担任、副担任の厳しい指導、叱責にさらされ続けた本生徒は、周囲の理解、協力を得られない事への孤立感、絶望感を深めついに自死に至った。

学校内での自死という重大な事態を招いた事については、学校の対応に問題があったと言わざるを得ない、こう断定しています。

ところが今回の裁判の町の口頭弁論では、体罰を加えるなど明らかに違法な

ものでは無いなどと町は主張したと報道されています。

激しい叱責を繰り返し、他の生徒や教員の前でも、大声で一方向的に怒鳴りつけるなどの声が幾度となく繰り返されたことを、違法なものでない、どうしていえるのですか町長。

報告書では宿題の未提出をめぐって、副担任の叱責に対しこの生徒は泣きながら過呼吸までを起こした、指摘しています。

これらは体罰、パワハラそのものではありませんか。

指導ぐらいで死ぬなんて、そういう声もあります、しかし指導という名の下で子どもの人権を侵害する反省や謝罪などは矯正されてきた、いわゆる指導死そのものです、大きな声で叱責する行為の繰り返しは、本人だけで無く子ども達への虐待です。

町長も教育庁も、この報告書をしっかり当時は受け止めたのではなかったでしょうか。

しかし今回の態度を見ても、どこまでもこう報告書を真摯に受け止めていたのか、はなはだ疑問です。

お聞き致します、その後の教育総合会議、再発防止の各種の会議などでこの松木先生との意見交換、調査報告を発表した12月以降に何回か会ったのでしょうか、報告書では、繰り返しますが、担任の本生徒に対する叱責は、場合によっては職員室など教員や生徒のいる前でも大声で叱るというものであり、本生徒に限らず、よくあったそうである。

担任の叱責の仕方については、聞いている者が身震いするぐらい怒っていた、階が違っても聞こえた、怒鳴り散らす、他の生徒も職員室で叱責され、一二日(いちふつか)不登校となった事があるなど、多くの教員生徒が指摘している、報告書の中身です。

また報告書では、校長や教頭などの監督責任、教育委員会の責任についても述べています、教育委員会の責任については、教育委員会には全く問題が認識されなかった、学校実施のアンケートによれば、生徒の中には担任の叱責状況を見て教育委員会に通報すべきと述べた生徒もいたようである、教育委員会としてその様な声が届く機会を出来るだけ設けるべきであった、こう責任も触れています。

教育長は町長の任命によって決められています、まさに町の教育行政の最高責任者は町長です、この問題が裁判まで至った背景には、事件以降の町長の対応に一番の問題があると考えますが見解を伺います。

この調査報告書では、文部科学省の指摘について次のように触れています。

文部科学省の「子どもの自殺がおきたときの緊急対応の手引き 平成22年3月」によれば、遺族への関わりとして、子どもを亡くした遺族に対して心か

らの弔意を示すこと、そして遺族の意向を丁寧に確認しながら、学校の対応を進めてください。

遺族に対する本件事故後の対応に本当に慎重な対応と誠意が欠けていた、初期対応を誤った、こう断定も調査報告ではしています、だいたいこの問題で町長は一度も公の場で前面に出て、よくマスコミでも報道されますような、いろんな不祥事に対して市長や町長は頭を下げる、こういう場面はあったのでしょうか、前面に出ていません、一体、町の教育行政をどのように考えているのですか。

事件を受けて、総合教育会議の中で教育大綱を改定し再発防止策の検討を行い、一定の教育大綱改定を行いましたけれど、だいたいこの会議に何回開いたのですか、3回から4回だというのではありませんか、これではどこまでこの調査報告書の指摘を真剣に受け止め、どれだけ再発防止や本当に意味での教育改革、真剣に論議されたのか、疑わしいものです。

再度、町長の見解を伺います。

事故後の対応は全く教育委員会に任せたまま、遺族の普通の最後の訴え、損害賠償責任の訴えに対し争う態度、即刻改めてまさに真摯な対応、町と学校の対応の非をきっぱり認め、和解調停、具体的に踏み出すよう求めます。

問題は片がついていません、町長は来年改選を迎えるわけですが、こんな不誠実な対応で教育行政の最高責任者として引き続きやれるのかどうか、はなはだ疑問であることも申し添えて次の問題に移ります。

2点目は、志津原地区再開発問題です。

この問題も、今の町政が各個人の思い、関係者の願い考えを本当に正面から受けとろうとしない、そういう典型的な問題の一つです。

この志津原再開発計画、誰がどこの部署が誰を責任者に計画を決めたのですか。

その内容、一期事業、二期事業改めてその概要説明を求めます。

6月議会で志津原地区再開発の一期事業の調査費、調査ですから私は賛成致しましたけれど、そのために出された計画書、これはあくまで地権者の説明に対する、地権者に対する説明のために今の考えだ、いうことを強調されました、計画図が出されました。

この計画図その後地元関係者、集落説明はきちっと行ったのですか、9月に入ってからあったかのような話も聞いておりますけれども、6月に案が示されて、7、8、9、少なくとも4ヶ月近くなんら説明もないまま進められています。

一期事業の計画図には、現在ある能面美術館ありません、6月議会終了後に担当者に聞きました、あそは景観上もあんまりよろしくない、こう聞いている、

文化ゾーンとして位置付けているのは、今、稲荷の須波阿須疑神社近辺だ、そこへの移転も考えている、こう担当の方は答えました。

教育委員会に聞きました、まだ何も決まっていない、一回も、あっ、こういうことでした。

能面美術館の関係者もそんな話は正式には一回も聞いていない、ただ噂では話は聞いている、打診的な話があったかも知れないけれど、とにかく一回も正式には聞いていない、こういうことです。

今年4月に改訂された、池田町生活応援事業ハンドブックこういうパンフレットがあります、この一面では農村文化が根付く池田町には、都市部で失われた宝が今でも残っています、農の営みや地域の助け合いなど、農村ならではの暮らしを見つめ直す、地域に誇りを持ち豊かな町を育み興すため、池田町は生活応援金を実施します、まさに池田町全体が豊かな農村文化が根付く文化ゾーンでもあります、勝手に稲荷近辺を、これは文化ゾーン、だから能面美術館も文化ゾーン、こういう行政の側が決めつけることは出来ない、考えますがいかがでしょうか。

こうした位置付けは行政自身がこのパンフレットで出しています、志津原地区の白山神社の能面なども貴重な文化です、稲荷近辺だけがなぜ文化ゾーンとしていくのか全く疑問です。

能面の里池田として今日まで、わざわざかつて県外から日本でも有数の能面師の方を招いて、今日まで営々としてして能面関係、文化振興にがんばってこられました、こういう方の意見もまったく聞かないまま計画を進めるのはおかしい、思います。

一期事業の所に足湯も作る、2期事業では冠荘をそば道場の奥に移して、現在の冠荘の所に「町民の湯」を作る、併せて3ヶ所の温泉施設こういう計画案ですが、6月議会、同僚議員が委員会の審議の中で質問したことに対し、三カ所とも一カ所の源泉、供給、鉱泉の出ってくる供給先ですか、そこから供給して足りない分は加水するんだ、水を加えるんだ、こういうことでしたが、一体源泉は出ってくる鉱泉の量、一時間にどれ位、1日にどれ位出てるんですか、加水しまくったら単なる水になってしまうじゃありませんか、また一期事業では馬車を走らせる、だいたいこの馬を飼うのに、飼育するのにどれほどのお金がかかるか、どう考えているのですか、事ほど左様に全く関係者の思いや意見を聞かないまま事を進めて行くことには断じて許せません。

冠山トンネルの開通によって、志津原地区の再開発、当然必要です、大事です、ある意味、福井県の入り口の一つがこの志津原・土合皿尾、池田町になるからです、ならば現計画案いわゆる一期事業でのアウトドア的な施設だけでなく、福井県の伝統工芸品、越前焼や漆器や福井県内の地場産業のテナント、こ

ういう事業をもった方々も常駐はしなくても普段から集まる、そういう場所の方がよっぽど効果的じゃないでしょうか、こう能面関係者の方々も語っています、私もそう思います、能面美術館がここから離れて稲荷の神社の横かどっか知りませんが、ちょっと奥まった、志津原地区を奥まったじゃない入り口なんです、わざわざ能面の里の一つの象徴である能面美術館に足を運んでもらえるでしょうか。

改めて、現場主義、現場の生の声をしっかり受け取った振興策になるよう見解を求めるものです。

最後に、農業分野における持続化給付金の申請の援助と周知徹底で池田の農業を守る問題です。

新型コロナウイルスの影響で懸念していた新米米価、暴落しています、すでにコシヒカリなども一俵1,000円以上値下がりしている聞きます。

コロナによって消滅した外食産業など米需要の落ち込みなどが大きな要因です、ただですら再生産が困難な米農家にとってもこら深刻です、こうしたことで引き続き池田の田圃と米作りを守って行くために、町として多くの農業者、兼業農家の方も持続化給付金を受けられるよう支援策を、周知徹底を求めるものです。

持続化給付金について今年5月、当時の江藤農水大臣は農業分野では、極めて柔軟な対応でほぼ全ての税務申告、白色であっても、青色であっても、確定申告をしている農業者が対象になる、米の単作地帯でも給付金を受けやすいスキームになってる、こう国会で答弁しています。

兼業農家でも税務申告している人なら、どんな農業者も申請できる内容になっています。

しかし現実には、自分が対象にならない、こう思っている方も多くおられるのが現実です。

「国会で今年5月、当時の農水大臣、次のように発言しています。

この持続化給付金は、いわゆる農林水産業に関わる所得を申告しておられる方々全てが対象になるし、これについては、私は沢山の手が上がるのではないかと考えています」、こう答弁していることをご承知でしょうか、これは間違いありませんね、確認のためお聞き致します。

つまり税務申告した業務者全てが対象です、赤字でも申請できます、ただですら生産費も補えない米価が、コロナ渦の下で、この10月、11月には更に100万トン以上の在庫が膨れあがる、さらなる暴落につながる、こういう報道も出てます、こんな時だからこそ池田の米づくりを支える農業者が持続的に米と農業営農を今後とも行うことができるように町としてもおおいに周知徹底していただきたい。

お聞き致します、池田町での農業分野での法人ならびに個人のこうした申請状況について町として把握していますか。

県内でもこうした取り組み広がりつつあります、申請は今年の年間収入は判断基準にしています、ご存じのように法人の場合200万、個人の場合100万、上限です、昨年度の農業収入、兼業のため13万円だけだった、こういう方もこの申請をしたら13万円還付、給付された、こういう事例も生まれています、税務署も農業者に対するこうした柔軟な対応、心得ています。

昨年度の農業収入額が書き込まれている確定申告書の受付印のある控え、これ印が無い場合は400円出せば税務署は昨年度の控えを発行してくれます、申請は今年の年間収入を、繰り返しますが判断基準にしています、一部マスコミが稲作農家や果樹農家が収穫時期前に申請するのは不正受給でないかなどと報道しましたが、江藤農水大臣が先ほどもいいました、「米の単作地帯でも給付金が受けやすいスキームになっている」、こう答弁しているのです。

是非、池田の農業と田圃を守るため、町としての積極的な周知取り組み推進を求めて質問と致します。

○教育長

(議長 教育長 内藤)

○和田議長

○和田議長

教育長 内藤君

○教育長

ただ今の宇野邦弘議員からのご質問にお答えいたします。

池田中学校生徒自死に係る、損害賠償訴訟についてのご質問です。

最初に、真摯に対応するとのコメントのどこが真摯なのかとのお尋ねでございます。

町といたしましては、事故調査報告書で指摘されているように、教育上の責任があると考えております。

現在、5,400万円余の請求を受け、提訴されております損害賠償訴訟における責任は、裁判中であるのでお答えは差し控えさせていただきますが、裁判の中で、原告が主張されることについて重く受け止めてまいることです。

次に、学校事故調査委員会の報告書をどう受け止めているのかとのお尋ねでございます、告書で指摘されました、生徒理解の不足、情報共有の未熟さなど、指摘を受けた課題、問題に対し学校教育向上化プランなどに基づき真剣に取り

組んでおります。

その上で、外部講師による生徒をよりよく理解するための研修の実施、毎日の生徒に関する情報交換など情報共有体制の充実、生徒に寄り添った相談体制の整備など再発防止策を実施してまいっております。

次に、総合教育会議などで当時の事故調査委員長と意見交換をしたのか、また、報告書公表以降意見交換したのか、とのお尋ねでございますけれども、総合教育会議等で、事故調査委員長との意見交換はしておりませんが、私が教育の専門家の方々との意見交換の中で、当時の調査委員長と数回お会いし生徒理解や学校運営等について意見交換を行っております。

次に、裁判になった背景についての見解は、とのご質問ですが、町といたしましては、事案発生以後ご遺族と話し合いを進める中で、ご要望やご要請、再発防止策など具体的にできることを実施して参りましたが、ご遺族の納得を得ることができなかつたものと考えます。

次に、和解、調停に踏み出すように、とのご質問でございますけれども、裁判の中で、そのような提案があればその時点で考えてまいりたいと思います。

次に、総合教育会議は何度開催したのか、その中で議論されたのか、とのご質問です、総合教育会議は、教育委員会が執行する事業について、町長と教育委員が方針などを協議、調整する会議です。

報告書公表以降総合教育会議を4回開催いたしました。平成29年12月、平成30年1月の会議では、報告書を踏まえた学校教育について根本から見直し改善に向けた議論を行いました。

教育大綱の見直しについての方向性や学校教育向上施策の推進について議論いたしました。

平成31年2月の会議では、報告書を踏まえ、小規模の利点を生かし、子どもも大人も学び育つ新しい教育大綱を審議、決定していただきました。

令和2年3月の会議では教育大綱を具現化するための学校教育向上化プランの実績を報告し意見交換を行いました。

最後に、説明責任とはどういうことかとのご質問でございますけれども、町民の皆様に対し、納得いただけるような説明を行うものだと私は考えております、以上宇野邦弘議員のご質問の回答とさせていただきます。

○企画幹

(議長 企画幹 高橋)

○和田議長

企画幹 高橋君

○企画幹

ただ今の宇野邦弘議員のご質問にお答え致します。

まず、志津原地区の再開発事業についてお答えします。

志津原地区再開発事業の担当課長である農村政策課長も兼務しておりますので私よりお答えいたします。

本再開発事業につきましては、先の6月定例議会で町長が松井議員にお答えしたとおり、もくもくハウス周辺を「仮称：道のオアシス フォーシーズンテラス」として、四季を感じることができる公園、土地の形状を活かしたデッキの配置、飲食ブースや情報発信コーナーを設置することとし、こちらを志津原再開発事業の第1期として検討を進めております。

第2期事業としまして、冠荘などの老朽化施設の更新を計画しておりますが、具体的な検討は今後実施することとしております。

なお、もくもくハウス周辺を整備する第1期事業につきましては、8月29日の土曜日に志津原地区の住民を対象とした説明会を開催いたしました。その結果、測量への立ち入りの許可を頂くとともに、計画そのものに関しましてもおおむねご了承頂けたものと考えております。

今後、測量作業を進め、測量結果に基づく用地交渉を丁寧に進めるとともに、施設等の設計や運営体制についても検討を進めて参りたいと考えております。

なお、能面美術館につきましては、施設を所管する教育委員会と協議を進めているところです。町としましては、産業振興だけでなく、文化振興も重要であると考えていることから、移転する・しないも含めて慎重に検討を進めて参りたいと考えております。

続きまして、農業分野における持続化給付金の申請への援助と周知徹底についてお答えいたします。

農林水産省によりますと、農業者も国の持続化給付金の対象となるということです。

対象としては、一つ目として税務申告をした農業者であること、二つ目として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、2020年1月から12月のいずれかのひと月の事業収入が、2019年の平均月収の50%以下であること、の2つがございます。

池田町におきましては、昨年度よりもお米が売れているという声はお聞きしましたが、月の収入が半分になるほど販売不調である、といった声はお聞きしておりません。

そのため、申請状況等に関する調査は行っておりませんが、必要があれば役場においても相談に応じて参りたいと考えております、以上、宇野邦弘議員の

質問にお答えいたします。

○和田議長

ただ今の理事者の答弁に対して、宇野邦弘君よろしいでしょうか。

○宇野邦弘議員

はい、宇野邦弘

○和田議長

宇野邦弘君

○宇野邦弘議員

1点目、改めて発言通告でも町の教育行政への最高責任である町長への見解を求めているはずですが、質問の中でも繰り返し町長の見解、このことを求めたつもりです、一言も町長からないこと非常に残念に思います。

この問題、私改めて今議会で取り上げた、本当は取り上げたくない、こういう事案です。

しかし、当初から町長が遺族に対するいろんな対応、遺族の方は本当に不満を持っておられます、6月議会の委員会でも裁判の提訴の問題についてお聞き致しましたけれども教育長は、これは町長に対する提訴なので現時点では答えられません。

最終日に町長のほうから、裁判に関わることでなんで触れる訳にはいきません。

結局、町長からほんとにまともな釈明がない、やっぱりここが今日に至るような背景に僕はあるんじゃないか、改めてそのことをお聞き致します。

なお、志津原再開発計画の問題で、能面美術館の問題について、文化ゾーンについてなんか決められているのですか、担当者の方は須波阿須疑神社近辺を文化ゾーンとして考えているからって、こんな話もあったわけですけども、文化ゾーンについてはどういうふうに考えておられるのでしょうか、以上。

町長の答弁を求めます。

○杉本町長

議長 町長 杉本

○和田議長

町長 杉本君

○杉本町長

先に、文化ゾーンの事についてお答えしたいと思いますけれど、おそらく誰が言ったのは、誰がそういうふうに議員に申して、どうなっているのか分かりませんが池田町にはいくつかの計画書だとか、構想書だとかいろんな物がございまして、その今回この志津原再開発にあわせてなにかというところでは、での話ではないのではないかと私は思います。

これまでいろいろな振興計画もあれば、あるいは志津原ファミリーリゾートといった時代もございまして、それらのことからもう30年以上あまりから志津原土合地区の観光開発は始まっているわけございまして、それだけでなくその他のいろいろな計画書や構想というのが何冊も出ているわけございまして、その中でおそらく白山神社周辺あるいはそこには古面が何面も奉納されている訳でありますから、そういった意味ではあそこの志津原地区においても能の関係の文化ゾーン、あるいは須波阿須疑神社におかれましては古面が奉納されている訳ですから、これらについても1つのゾーンとなるんだろうと思いますし、また能面の里という事ではなくて、能楽の里といっているわけですから古面も継承されている、そして国の重要無形民俗文化財いわゆる国宝というような形で指定されているのが、水海で伝わっている、水海の田楽能舞とこういう事ですから、これまでも池田町の観光振興の大きな素材でもあるし、価値でもある、あるいは町民の誇りでもある「能楽」というものが取り上げられて、能楽の里という池田町というようなことで観光振興されてこられてきたんだと思います。その中で、どのような枠付けで、私も今おっしゃるような場所の意味がよく理解できないですけど、その様な形の中で捉えられているので、誰かが決めて、そこでなにかをして、それ以外のことはしてはだめで、そういうようなゾーン決定をしたのではなく、構想を具現化していくための一つの構想考え方の中で、文化ゾーンなり、何々ゾーンと名付けられた、そこをなにかがしかの形で議員が思われているのかなあとそういうふうび思いますので、私から言うのは変ですけど、決定的な何かが隠されているというふうには、私の感覚で思わないのでそこらへんはご理解いただきたいと思います。

それから中学校自死事件の關係の損害賠償の件でございまして、こうやって裁判訴訟の場になった訳でございまして、先ほども教育長が答弁させていただいたとおり裁判の中身、あるいは裁判に関わるようなことにつきましては、やはり私からも申し上げられないというのをご理解いただきたいと思いますが、この場で私も含めてですが、教育長、教育委員会、さらには学校関係者 名誉のためにお答えをさせていただきたいかと思っておりますけれども、その前に、この本会議というものは、議論を戦わせれば良い、多様な議論が交わされるべき場と思っておりますし、しかしその前提には議論の良識ある議論とならなければならないかと思っております。

先程来から、あるいはこれまでも宇野議員のご発言というものは、なにかしら印象操作をさえて、私も含めて教育長なり、関係者がなにか悪者的な、あるいは不貞に、あるいは悪質化、そういった対応をしているかのような、いわゆる印象的に与えるような論調でご質問をいただいておりますけれども、名誉のために申し上げますけれども、教育長をはじめ教育関係者、私もそうでありませぬけれども、この問題等について、いささかも不備と言うのでしょうか、事を忘れて、何か横へおいておいて、自らをどうのこうのといったような対応でやっていない、いわゆる真摯な対応というのは、真面目に下向きにこの件に臨んでいるというふうに思っております。

ましてやこの件につきましては事件の発生当時から、町民の全てが衝撃を受け、悲しみがある事件として、なっている訳でありまして、忘れようにも忘れられない、そういう事案だというふうに思っております。

特に関係した教育長をはじめ、学校教育者が忘れる訳がありません、そして教育総合会議で議論を頂いておるのは4名の教育委員さんであります。

その方々、教育の専門を考えていただく方々が、この自死事件を忘れて、教育総合会議をされるとお思いですか。

そういう論調で議論されるのは、私は謹んでいただきたいと思ひますし、議員さん方の、あるいは委員さん方の下向きな取り組みというのは、私は評価してあげていただきたい、ただ、いろんな受け取り方はあるのだろうと思ひますが、議員のおっしゃっていることは、委員のその姿勢を誹謗しているような言い方にしか私は聞こえないし、役場の者や教育委員会、学校の者達がそんな気持ちでこの案件にのぞんでいることはさらさらないので、今後その様な印象操作的なご質問の論調というのは、是非謹んでいただきたいと思ひますし、おっしゃるような意味の中身は理解できます、教育長は本当に誠実に本当に下向きに、そして事件が起こったその日からの対応というものは、私は涙が出るほど大変な所で、誠実にご遺族の方にも大変申し訳なかったという対応をなされています。

それ以降も役場の職員達は、一週間から10日は全国から誹謗中傷の様々な電話あって、彼らは必死で自分の仕事をおいてまでも電話に対応してくれて、申し訳ない、そういう気持ちでなかったんだ、許してほしい、いろんな事で対応した、その後ろ姿を見たら私も涙を浮かべた覚えがあります。

そういうふうにして、池田町の役場の職員をはじめ、教育委員会の皆さんも、決してこういうことを忘れて、事に当たってご遺族や家族の気持ちをそっちのけして、そんな仕事をしている者は一人もおりませぬので、そこらの事については今一度確認をしていただきたいしご理解をいただいて、今後のこの事件に対する事に当たっていただくようそういうにお願いして、私からの答えにさせ

ていただきます。どうぞよろしくご理解頂くようお願いしたいと思います。

○和田議長

ただ今の答弁に対して、宇野邦弘君よろしいでしょうか。

○宇野邦弘議員

はい、宇野邦弘

○和田議長

宇野邦弘

○宇野邦弘議員

印象操作といいますが、そういう発言だという町長の答弁でありましたけれど、そう受け止められて非常に私は残念です。

私は当然、教育長や当時の役場職員の方々本当に大変な目に逢われたし、真摯に受け止めて対応されてきた、この点については本当に認めているし評価したい、ただ言いたいのは、この調査報告書の本意を受け止めてどこまで掘り下げて論議したのか。

そこが、3回、4回、4回ですか、それではやっぱり掘り下げられたといえるのか。

それから昨年12月、遺族の方から調停の話があった時に、まさにこの原因ははっきり事故調査委員会の報告書でも断定している訳ですから、そういう立場から、なんでもっと遺族の方とほんとに納得してもらえるまで話をしてもらえなかったのか、いう思いがあるからこそこの裁判に訴えたという報道を聞いて、しかもその第1回口頭弁論の新聞報道を聞いて驚いたという率直な思いを伝えた訳であります。

そういう点では、この調査委員会の報告書の中で今後、各学校、各家庭において、この提言に基づき対策を講じる上で更に確認しなければならないのは、子どもの権利の尊重である。

1994年に日本も批准した、子どもの権利条約には、保障されるべき子どもの権利が規定されている。

子どもと関わる大人は、子どもの意見表明権を尊重しながら、子どもの最善の利益を考慮した上で、基本的な子どもの生きる権利、子どものその子らしく育つ権利を考慮した上で、基本的な子どもの生きる権利、子どものその子らしく育つ権利を保障して行かなければならない、当然のことながら全ての子どもは、その子どもなりに感じる力、考える力を持っている。

全ての大人はその子どもの思いをしっかりと聞き、受け止める努力を惜しんで

はいけない、このことを報告書のまとめとしたい。こう触れています。

わたしもそういう立場で、こうした事態の真摯な対応、更に進むよう求めます。

最後にもう一点だけ、志津原の馬の問題、それから鉱泉の源泉量の問題、もし具体的になっているのだったら教えて頂きたい。以上終わります。

○企画幹

議長 企画幹 高橋

○和田議長

企画幹 高橋君

○企画幹

ただ今、一期事業の馬車について、幾らぐらい馬の飼育などに掛かるというようなことの質問だと思いますけれど、現在一期事業の中で施設等々の検討を進めているということで、現時点で測量を進めている段階でございますので具体的にどのような収支計算等をしているのかということは実施しておりません。

もう一点、源泉のお話でございますけれど、現在湧出量と致しましては1分間に113.5リットルが湧出しているということを認識しています、以上お答えいたします。

○和田議長

これにて宇野邦弘君の一般質問を終わります。

次の質問に移ります、次の質問者、丸石純一君。

○丸石純一議員

議長 丸石

○和田議長

丸石君

○丸石純一議員

丸石純一でございます。

発言通告書に基づきながら、自分の所見を交えて質問させていただきます。

質問は一つ、志津原再開発計画につきまして、関係課長または町長にお伺い

します。

現在、池田町では多くの大型公共工事が着工されており志津原地区においても観光振興を目的とした公共工事が企画されています。

冠山トンネルが開通することにより、1日1,400台交通量の増加が見込まれると伺っています、その様な中でいかに池田町で車を止め、池田町を楽しんでもらえるか、そしてまた池田町に遊びに来たいと感じてもらえるか、ということを考えて行かなければなりません、そのため TPA の第二期施設拡張工事にしても、もくもくハウス周辺の大規模な再開発など、池田町あげての施設整備なっていると感じております。

私は観光振興の真の目的は、観光客を増やすことではなく地域を元気にすることだと思っています。

どんなに立派な施設を作っても、どんなにおもしろい遊具があっても、そこで働く人や雰囲気から元気さがにじみ出ていないと観光客の心を引きつけるブランド力のある地域にはなって行かないと感じております。

しかしながら、施設などのいわゆるハード面は目に見えやすいですが、元気さやその風土独特の臭いなどの、いわゆるソフト面はこの目で確認する事が出来ません、池田町を好きだと言ってくれる多くは、「池田町の自然や人が好きだわあ」と言ってくれます。

勿論、先日オープンした、あそびハウスや、ジップラインについても触れてくださるのですが、池田町にあるから行くんだという方が多くいらっしゃいます。

その様な中で、今回の志津原地区の再開発計画については、どうも住民主体ではなく行政主体の施設づくりになってきており、町民の多くは「何か作るらしい」という認識しかなかなか持ててない実情であると感じております。

そのため数年後に合わせて町民の活動や、また町内業者も照準を合わせて計画を立てていくことがなかなか出来ません、地域全体で盛り上がっている機会が情報共有の少なさで逃しているような気がしています。

新しい施設が出来るのであれば、そこで働く人になるべく早くアプローチをしていく事もしていかなければならないと感じております。

そのため一般質問では主に大きくソフト面についてお尋ねします。

新聞報道や議会では、施設の概要や、設備などのハード面での情報開示はされてきていますが後手々に廻らないためにも人材獲得や技術面、意識の共有、情報といったソフト面の進捗状況を伺います。

また地元の方の方が、新聞報道などにより再開発計画の情報を先に知り大変戸惑っているという状況が見られました。

地元説明会、池田町民向けの説明会、町民がどのように関わられるか、またど

のように関わってほしいかという内容がここ最近抜け落ちているように感じております。

池田町では小さな活動をみんなで共有することで大きな成果になっているという実績が多々ありますが、今回の志津原再開発計画では住民主体ではなく、行政主体で動いていると認識していますが、住民を巻き込んだ計画になっているのでしょうか、このあたりを伺います。

そして志津原再開発計画は一つの事業と言えます、多額のお金を掛けても失敗する可能性はあります、私も一人の経営者としてこの難しさがわかるとともに、施設などの資金面においては15年という長期にわたって計画を立てております、それは計画どおりに行かないから立てているのです、経営はいかに早く方向修正が出来るのか、これにつきます。

清水谷トンネルの利用した、白色野菜の栽培や、農作物加工施設については今までの流れをくんでいるから受け入れやすいですし、計画も立てやすいと感じています、しかし池田町にとって大型の観光施設の建設や、その投資はまだまだ経験不足だという思いがあります。

建物については、建物を建てるだけのいわゆる貯金はある、地方債を利用し建設は出来ませんが、運営で赤字を出し続ける計画になるならばやらない方が良いのかもしれない、失敗したら税金で補てんすることとなりその責任は大変重大な問題となってきます、そうならないため事業計画を5年、10年と示してほしいですがこれは可能でしょうか。

最後に、池田町観光村づくり計画によると「誰もが池田町の広報マンとなる」とあります、そのためにも今後これまで以上に公共工事の計画や進捗状況の情報共有をお願いしまして一般質問を終わります。

○企画幹

(議長 企画幹 高橋)

○和田議長

企画幹 高橋君

○企画幹

ただ今、丸石議員よりお尋ねありました志津原地区の再開発事業についてお答え致します。

まず、もくもくハウス周辺の再開発につきましては、宇野邦弘議員への回答のとおり、現在、測量に着手したところであり、今後施設等の設計や運営体制について検討を進めたいと考えております。

池田町としましては、事業主体としてリーダーシップを発揮しつつ、町内事業者の協力も得ながら、運営したいと考えております。

次に情報公開についてですが、今後用地交渉等も予定していることから、情報については慎重に取り扱いたいと思っております。

用地交渉等が了し、計画が具体化した段階で、必要に応じて地元説明会等を開催したいと思っております。

以上、丸石議員の質問にお答えさせていただきます。

○和田議長

ただ今の理事者の答弁に対して、丸石純一君よろしいでしょうか。

○丸石純一議員

(議長 丸石)

○和田議長

丸石君

○丸石純一議員

再開発計画に伴って、計画を立てて行かなければならないかなど、これは当たり前のことだと思います。

実際今、第一期工事、計画が始まったばかりですけど、じゃあどのくらいの時期にめがけて作って行くのか、当然トンネルが開通する頃にめがけて施設のオープンを向かわすんだと思うんですけど、そうするともう2、3年で冠山トンネルが開通とか、車が通るようになります、その中で、今計画を、全体図を出せていないというのはかなり後手々にすでに廻ってるかなあと思うんですけど、町内業者もトンネルが開通してどうなるんだろうというような話も出てはいます、ただ先ほど私の質問でもさせていただきましたけれど、施設が出来るのはわかった、でもそこでどのように働いていけるのか、そして自分自身がどう関わっていけるのか、少なくとももう少し見える形で、まず計画の全体像をいついつまでにとというのは出してもらえるんでしょうか、それともう一つ先ほどの今計画を作っている最中とありましたけれど、ハード面の計画が出た段階で5年10年、まあ5年の計画というのは同時に出示してもらえるものでしょうか、資金面の計画です。

○企画幹

(議長 企画幹 高橋)

○和田議長

企画幹 高橋君

○企画幹

ただ今志津原再開発事業にかかる事につきまして、いつまでというお話でしたけれども、先の議会でもお答えしたとおり令和5年春の冠山峠道路の開通を目標に、現在施設ですとか、あるいは運営体制の詳細を検討しているというところであり、町内で検討結果がまとまりましたらまた必要に応じて皆さんに情報を提供していきたいと考えております。

また収支計画も施設を作りましたら必要になりますので、そういった事も含めて検討結果が出ましたらまたまたご報告致したいと、このように思います。

○和田議長

ただ今の理事者の答弁に対して、丸石君よろしいでしょうか。

○丸石純一議員

はい、ありがとうございます。

○和田議長

これにて丸石純一君の一般質問をおわります。

次の質問者に移ります。

次の質問者は、飯田拓見君

○飯田拓見議員

(議長 飯田)

○和田議長

飯田拓見君

○飯田拓見議員

通告に基づき質問をさせていただきます。

1点目に、県立武生高校池田分校廃校後の跡地対応についてお伺いいたします。

今年の3月をもって60年余りの歴史に幕を閉じた池田分校ですが、これまで多くの先輩が学び卒業後は、県内は勿論全国各地各方面で活躍されておられます。

これまで池田分校は町内唯一の県立高校として、昭和平成時代において池田町の学校教育の中樞を担ってこられました、平成時代に入り新しい教育が叫ばれる中、全国の先駆けとして福井県内では初めて中高一貫のモデル校として池田中学校との中高連携教育が実施されてきました。

以後、池田町の教育向上の発展に大きな成果を上げていました。

現在の校舎は昭和40年代に現在地に移転新築されたものであります、鉄筋コンクリート造の校舎でまだまだ立派な建物です。

今のままですと今後の利活用が大変気になるところであります、校舎敷地も町内の中心部に位置し、幹線バイパスに面した町内でも一等地に立地しています、少子高齢化による人口減少で統廃合、閉校となってしまいました。時代の流れといえ誠に残念です。

そこで、町として県はこれからこの施設をどのように活用しようと考えているのでしょうか、県からなんだかの連絡はあったのでしょうか。

また、池田町から調整連絡等はされたことはあるのでしょうか、お伺いをいたします。

併せて校舎敷地は池田町の所有地と聞いておりますが、敷地面積はいかほどあるのでしょうか。

また池田町へ返還されるとしたら、町としての利活用はどのように考えておられるのかお伺いを致します。

次に2点目に、希望の森100年プロジェクトにおけるエネルギー事業調査研究と、新役場庁舎、新図書館建設町民委員会についてお聞きいたします。

さて、今年度、町行政として森を活かした町づくり事業として、資源と経済が循環持続する町づくりのため、自然エネルギー活用事業の調査研究を進められていますが、町行政として森を活かすことは誠に実を得た活用計画だと思えます、池田町は全面積の92%が山林です、池田町では先祖代々山林を整備し収入を得て生計を立てていましたが、残念ながら現在は放置されたままの荒廃した山林が目立ちます、昔から先祖達が大切に管理し育ててきたこの膨大な森林資源の有効活用こそが今後の池田町政が取り組むべき第一歩だと考えます。

また、今年度は町行政面においても希望の森づくり課が新設されています、これも池田町の森林資源の有効を目指した町づくりを進めようとするもので多いに期待したいと思えます。

今後、国県の補助事業を最大限に活用し、100年後もますます活気に満ちた池田町を目指す、有効森林活用策を見つけていって欲しいと考えています。

そこで、今後事業研究をどのように進めようとするのか、現状と事業研究等の整備についてお伺いをいたします。

また現在、役場新庁舎図書館建設に当たって、建設町民委員会が開催されて

います、策何度から開催されていりましたが先ほどの検討結果が中間報告として答申されたと聞いています、これまでも新庁舎建設に当たっては、池田町産の木材を活用した木造建築や自然エネルギーとして、バイオマスエネルギーの活用を考えてこられました、今後の事業計画についてお伺いをいたします。

新庁舎建設の位置については、建設町民委員会答申では現交流会館を取り壊してその跡地に建設との事ですが、今後、事業に着手されるに当たっては新庁舎等の建設位置と現庁舎跡地との関連はどうなっていくのか、これは町民の多くの皆さんの関心事でもあります。

私も新庁舎建設に当たっては、池田町の風土や郷土の特色を取り入れた、町民が安全で安心して利用しやすい、また親しみのある建物にしてほしいなど考えております。

今後の事業計画および現状でのお考えをお伺いいたします。

最後に、杉本町長には今期任期最終年度に当たります、今期4年間は池田町にとってもかつて経験したことのない大型プロジェクトが進行中です。

特に本年度は、足羽川ダム本体工事、国道417号線新板垣坂トンネル、白栗バイパストンネル工事等、大型事業も佳境に入ってきています、さらに国直轄で継続事業中の岐阜県境、冠山トンネル工事も今年の秋、12月頃には貫通予定と聞きます、いよいよ日本側と太平洋側が国道で結ばれる、丹南地区の玄関口として観光や物流の事業の振興流時代の幕開けとなります、大きな期待が寄せられています、これらの工事が完成した時こそ池田町にとっての町活性化の最大のチャンスだと考えます、町長はこれまでの行政成果と課題をどのように総括されるのかお伺いいたします。

関連して、来年の2月には任期満了となります、これまでに杉本町長には池田町行政の全面において先頭に立たれ、重要政策の課題解決に向けて対応されてこられました、これらのご努力に対しては敬意を申し上げます。

さて来年1月には町長選挙も予定されています、足羽川ダム事業を始め、まだまだ数の大きな課題が山積する池田町です、この難局を乗り切るには安心して町政を任せられるしっかりとした舵取り役が大変に重要です、杉本町長には現状を踏まえ、再度の町政推進へのご意志について町長の所信を伺いたいと思います、以上、質問をおわります。

○総務財政課長

(議長 総務財政課長 森川)

○和田議長

総務財政課長 森川君

○総務財政課長

私より、飯田議員の希望の森プロジェクトにおけるエネルギー事業、新庁舎等の建設についてのご質問についてお答えいたします。

木望の森 100 年プロジェクトにおける木質バイオマスエネルギーの活用につきましては、現在、木質バイオマス熱供給インフラシステムの構築に向けて、新庁舎や新図書館、および周辺施設への熱エネルギーの供給検討や、チップ供給コストの試算等を専門家とともに行っております。

この熱供給システムの構築により、エネルギー源を町内で生産、消費することが町内の森林資源の循環につながる取組みの一つと考えております。

また、新庁舎や新図書館は、木望の森 100 年プロジェクトの思想を浸透させる場として、木造建築により、木を使い見せるだけでなく、地域の技術を使った、森林の恵みを学び、感じることができる建築を目指しております。

池田町で森や木とともに暮らす価値を、町民と共有できるものにしていきたいと考えております。

次に、新庁舎・図書館建設町民委員会では、今回、新庁舎の位置等について、方向性が見いだされたことから、中間報告をいただいております。

特に、新庁舎の位置につきましては、町民の利便性向上や安全性、将来の財政負担等を検討した結果から、現交流会館を取壊し、その跡地に新庁舎や新図書館とともに、身の丈にあった新たな町民ホールを建設することが最適との方向性が示されました。

今後は、この町民委員会から示された方向性をもとに、木望の森 100 年プロジェクトの実現に向けた取組や、これからの行政システムの在り方等も同時に検討しながら、整備スケジュール等を定めてまいりたいと考えております、以上、飯田議員のご質問のお答えといたします。

○町長

(議長 町長 杉本)

○和田議長

町長 杉本君

○町長

今ほどの飯田議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、旧武生高校池田分の跡活用案についてのお尋ねにお答えいたしたいと思います。

旧池田分校の敷地面積につきましては、校庭、校舎等併せまして、

約12,000平方メートルでございます。

今後の利活用に向けた計活等につきましては、先日、県知事、県教育長との政策懇談の席において、意見交換を行いました。

県としては、現段階において具体的な構想案は持ち合わせていない、との事であり、池田町において提案があれば積極的に対応するとの事でありました。

そうであるならば、町としましては少し時間を頂き、教育施設としての利点を生かせるような構想案作りに臨みたい、引き続きの意見調整と共に今後の支援をお願いしたところでございます。

次に来年2月に私の任期が満了となることから、この4年間について総括しろとのお尋ねでございます。

私は4年前、自治力の再興、開発から育成をテーマに町政に臨んで参りました。

これは、拡大、開発を主眼に考えるばかりではなく、改善改良あるいは充実化について取り組もう、そしてその実効成果を左右する基礎になるものが住民自治の力ではないかと取り組んで来たものであります。

その中、重要な取り組みとなった、京福バス撤退後の、町民による「町民マイバス」の運行は評価頂ければと思っております。

また、周辺住民の健康や環境不安であった旧工場の改修による、「ウッドラボ整備事業」、および「あそびハウスこどもと森整備事業」については再生工夫の優良事例として、全国的な評価も頂いております。

その他、今後活かすための農村農業振興計画の策定、木望の森100年プロジェクトの提案、観光村づくりの提案、さらには教育向上プランの提案と実行、脳べるプロジェクトの普及と啓蒙、各集会の取り組みは全国に誇れるものと考えております。

なお決して私の成果というものではなく、町民関係者皆様のご協力と町職員の努力の組み合わせによって事業が進められたものであります、ここに改めてお礼申し上げる次第でございます。

また、課題弱点と言えるものは、人口減少、高齢化など人や地域の空洞化により、町民の総合扶助の自治、地域振興への自治という地域の自治力低下への支援、自治力再興に向けた支援に十分な対応が図れず、これといった動きや、成果が現れてきていないこと、また観光関連事業者における、提携、連携事業の展開支援や、農福連携事業の展開などの、町内資源連携事業の推進においては、未熟な中にあるといえ大きな課題の一つと考えております。

次に、年明け早々に迎える、町長改選選挙の意志について申し上げます。

はじめに町議会はもとより、町民の皆様には今期4年、さらには今日までの24年間にわたり、ご指導ご支援、激励を頂いて参りましたこと、ここに衷心

より厚く御礼を申し上げる次第でございます。

また、陰に陽にと支えてくださった、町職員をはじめ関係機関、関係諸団体の関係者各位に対しましても心から敬意を表しお礼を申し上げる次第でございます。

次期、町長選挙改選に臨みましては、町民の皆様の尊いご支持と、ご支援が頂けるよう、今一度、志の原点、町政に臨んだ初心に立ち挑んで参りたく考えております。

改めて、町民の皆様のご支持、ご支援をお願い申し上げる次第でございます。

現在、池田町は道路網の整備をはじめ、地域の資源を活かしたものづくり、ことづくりが芽を出し始めています。

また北陸新幹線敦賀開業に、中部縦貫自動車道の開通などともあいまって、交流人口、関係人口の増大が期待されています。

千載一遇、またとない好機が訪れようといえます。

私は、「豊国の農村・池田」の建設をスローガンとして、農村という社会に根付いている、相互扶助と自治の振興を土台にして、「不便あっても、不安のない」人間関係が豊かな里づくりを目指し、取り組みたいと考えております。

また、「可能性を成長の軌道に乗せる」を政策のテーマとして、これまでに可能性があるものと狙いを付けた5つの中心政策に最善を尽くして参りたいと考えております。

- 1つに、教育向上プラン
- 2に、木望の森100年プロジェクト
- 3に、脳べるプロジェクト
- 4に、農業農村振興計画
- 5に、観光村づくり計画

の五つを柱に、各種事業を前進の軌道に導くよう努力して参りたいと考えております。

また、町の重い課題となっている、空き家、廃屋への課題や、クマ、シカ、サルなどの鳥獣害対策、そして町民の不安事項となっている、産廃処分場問題への対応などについても、町民の各種取り組みとともに、協力、連携を図りながら精力的に取り組んで参りたいと考えております。

町議会をはじめ、町民皆様のご支援、引き続き賜りますようお願い申し上げます。以上、飯田議員へのお答えといたします。

○和田議長

ただ今の理事者の答弁に対し、飯田拓見君よろしいでしょうか。

○飯田拓見議員

飯田

○和田議長

飯田拓見君

○飯田拓見議員

高校跡地の問題ですけれど、今お聞きすると大変大きな場所でもあります、先ほども申し上げましたとおり、あそこも本当に町内では一等地に当たる、利活用については充分考えて行っていただきたい、県はまだそういう段階でないと言っていますが、町としてもそろそろそういう事も入れながら、県からきたら即なんか出来るような考えも持っておいていただきたいな、こういうふうに思います。

それから新庁舎の問題ですけれど、中間答申で現交流会館を壊して、あそこへ建てた方が良いとの意見が出されています、という中でちょっとお聞き致しますと、今後いろいろと考えて行って欲しいということを、私も申し上げましたけれど、活用しやすい、今までのような分散というような事でなくて、せっかくあそこへ集めるんですから、町民が利活用しやすい、そして役場庁舎という堅いイメージでなく町民が憩えるような、そういうような事も考えて行っていただけたらいいんでないかな、こういうふうに思います。

またバイオマス等の事については、エネルギーをどういうふうにしていくかの事の一番の原点になるのが、池田町はこういうふうな大きな森林を抱えています、これを活用しない訳にはいきません、これを活用していただくような方策を一つ考えていただきたい、こういうふうに思います。

3点目、町長の改選時期において今ほど総括もされましたけれども、このように今まで今期多くの事業を完成させられています、今だ未完成の部分もありますけれど、こうした大きな事業を今後進めていく上で、先頭に立って町民を引っ張っていくそういう舵取りが大変大事でないのかと思っています、町長が再度こういう気持ちでされるのであるなら、我々議会としても精一杯応援をしていきたいな、こう思っていますので是非考えて行っていただきたいなと思っています。以上

○和田議長

これをもって、飯田拓見君の質問を終わります。

これをもちまして、通告者による一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

(暫時休憩)

休憩前に引き続き、会議を開きます

先ほどの、町長より施政方針に加え、議案の提案理由の説明がありましたが、これより、各議案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。これをもちまして、質疑を終わります。

ただ今から、議案第53号 専決処分の承認を求めることについて（専決第9号 令和2年度一般会計補正予算（第5号））について質疑を行います。

質疑ありませんか。質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。

お諮りします。

議案第53号を原案のとおり承認することに賛成の諸君は起立願います。

全員起立です。よって、議案第53号は原案のとおり承認されました。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっています、議案第54号から議案第66号までを、会議規則第38条の規程により、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布してあります、議案付託表のとおり、それぞれの委員会に付託することに決定いたしました。

ただ今、常任委員会に付託しました案件については、各常任委員会にて審議賜りたいと思います。

以上で、本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会します。（散会 15：39）